

第1回稲毛区地域福祉計画推進協議会議事要旨

【1】開催

日 時 平成18年7月31日(月) 午後7時～午後9時
場 所 稲毛区役所講堂
出席者 委員22人(35人中)、内代理1人、ガイドヘルパー1人、手話通訳者2人、事務局及び市職員11人、傍聴人2人

【2】議事

- ・稲毛区長挨拶
- ・委員自己紹介
- ・事務局職員自己紹介
- ・「稲毛区地域福祉計画推進協議会設置要綱」について事務局から説明
- ・仮座長選出
館田福祉事務所長が委員の異議なく仮座長に選任された。

【3】議題

(1) 委員長及び副委員長の選任について

互選により下記のように決定した。

委員長・・・渡邊 志げ子 委員

副委員長・・・夏目 純一 委員

(2) 会議の公開について

事務局から会議の公開について説明し、委員がこれを承認した。

(3) 市及び区地域福祉計画について

事務局が、千葉市地域福祉計画(本編)及び稲毛区地域福祉計画(本編)を使用し計画について説明した。

(4) 地域福祉パイロット事業について

事務局が説明した。説明後、意見交換等が行われた。主な発言内容は以下のとおり。

(委員) パイロット事業補助対象団体は、地区部会となっていますが、地区部会のみが対象団体なのでしょうか。計画の担い手側からすると、社協地区部会はもちろんですが、他にも様々な団体があります。限定的ではないでしょうか。

(事務局) 地区部会は、全市的に組織されている地域福祉活動を目的とした団体です。地域住民はもちろん、町内自治会や老人クラブ、地区民生委員児童委員協議会、日赤奉仕団等、様々な団体が属しています。地域福祉計画推進のために、地区部会が大きな担い手として活動を期待されているので、地区部会が対象になっています。

- (委員) 地区部会が補助対象団体なのは、全く問題ありませんが、地区部会以外の団体が補助対象団体でないのはどういうことでしょうか。
- (事務局) あくまで、申請の窓口が地区部会であるということです。NPO、子ども会などの諸団体より申請があった場合は、千葉市社会福祉協議会稲毛区事務所に相談いただき、私たちが地区部会とのコーディネートをしませう。地区部会を中心とした事業なので、諸団体の方々と地区部会とで協議し、地域にとってよりよい事業となるように進めていきたいと考えています。
- (事務局) 窓口が地区部会になって協働で行なうということです。他の団体からの申請も地区部会と一緒に進めたいということであれば、窓口が地区部会となるということになります。
- (委員) 地区部会がパイロット事業を申請するために、地域の中で推進を担う、あるいは、推進していきたい団体等に対して募集する行為がなくてはならないのではないのでしょうか。社協が内部の地区部会に補助するのに、わざわざ推進協議会に意見を聴く必要があるのでしょうか。また、補助を受ける地区部会関係者が委員として入っている推進協議会で審議をするのは問題だと思います。
- (事務局) 募集方法は、稲毛区地区部会連絡会において地区部会長に周知しました。その他のPRは、各社会福祉協議会区事務所に【別紙】地域福祉パイロット事業の概要を掲出しています。何故、推進協議会の意見が必要かということ、推進協議会ではパイロット事業について参考となる意見をいただきたいということです。この場合は、申請された事業の可否を決定するのではなく、皆様の地域にとってより良いサービスにするためのものと考えています。
- (事務局) 千葉市(補助金を出した立場として)として補足します。社会福祉協議会が地域福祉の中心的な役割を担うということが社会福祉法の中に求められています。地域福祉計画の推進のためには様々な人、団体が連携することが重要で、地域で何か行ないたいと考えている組織、団体が出てきた場合には、地区部会と連携すればより良いものとなると考えています。推進協議会は、地域での情報交換の場として考えています。地区部会が、新たな取り組みをするということも大きな情報の一つです。より良い事業にするために、推進協議会の委員の皆様のご意見を聴きたいということが、参考意見を聴くという意味です。確かに自己矛盾がありますが、この場で決定するのではなく、あくまでも住民の皆様が各事業をより良くするための参考意見をいただきたいと考えています。
- (委員) パイロット事業補助金交付要綱を見ると、地区部会が中心となつて行なうということです。稲毛区内の9つの地区部会のうち、4人しか委員として入っていません。参加している地区部会は直接推進協議会で発言できますが、参加していない地区部会は意見を言うことはできません。稲毛区地域福祉計画の中から選定するというのですが、この中の事業は殆ど行なっています。推進協議会は意見交換の場・情報交換する場と考えれば良いのではないのでしょうか。

- (事務局) 審議して決定するというのではなく、このような事業を行なっているというお知らせ、何かヒントがあれば、意見交換をする、というように考えています。
- (委員) 地区部会を窓口とするのではなく、市が直接お金を出せばいいのに、社協を通じてでなければお金を出せないという姿勢はおかしいと思います。
- (事務局) 直接出せば一番簡単です。しかし、計画は自助、共助、地域の連携で取り組むことが前提で、地域の社会資源を十分に生かして、マンパワーを活用することが、地域福祉の根本的な考え方です。よって、直接補助することは趣旨に反してしまいます。全国的な社会福祉団体である社会福祉協議会に補助金を出すことが適当と考えました。地区部会の方々、町内会の方々、それぞれお金の工面をしています。寄付を募ったりしながら、地域福祉活動を進めています。お金の流れによって地域の対立を生むことは良くないので、1つに絞った結果、社会福祉協議会を選びました。
- (委員) 推進協議会が社協のやることに口を出すのはおかしいのではないのでしょうか。地域によって、様々な特性があるのだから社協に任せればよいと思います。
- (委員長) 私も地区部会長をやっていますが、地区部会は町内自治会を始め、様々な組織が入って活動しています。このような事業がある、というような説明をしていただくということではよいのではないのでしょうか。
- (委員) 地区部会長の意見で殆ど事業が私のところでは行なわれています。推進協議会には多くの団体から委員として参加していますが、社協を中心として事業を進めるのであれば、こんなに多くの委員は必要ないのではないのでしょうか。
- (委員) 策定から関わってきた人間からすると、出来た計画をいかに実現化するかが大切だと思います。その為には、お金がかかるので、パイロット事業は1つのツールとして考えます。私達がどのようにしてパイロット事業に関わっていけるかだと思います。4地区部会しか推進協議会に参加していませんが、地区部会の現状・実態を知りたいです。
- (事務局) 推進協議会が地区部会を知るための1つの機会だと思います。計画を実現化するためにも皆様の意見交換が必要だと思います。
- (委員) 地区部会が応募主体であるということですが、社会福祉協議会区事務所がNPOなど地域の団体に呼びかけ、コーディネートする必要があるのではないのでしょうか。
- (委員) パイロット事業補助金交付要綱を見ると、地区部会が中心となって実施する事業となっています。地区部会は千葉市社会福祉協議会の下部組織ですが、下部組織に補助金を出すのに、何故、途中で参考意見を聴かなくてはならないのでしょうか。地区部会が中心とならない、他の地域福祉を推進する団体が中心となって計画の取り組み内容一覧表に載っているような事業をやった場合、お金は出ますよ、お金は出しませんよ、というような要綱が別があれば納得できます。この地域福祉計画の推進は地区部会だけが担うというよう

に思われてしまいます。幅の広さを事務局に説明していただければ納得できると思います。

(地区部会は千葉市社会福祉協議会の下部組織ではありません。)

- (事務局) 推進協議会の委員には、地区部会の報告を是非地域に戻り広めて欲しいです。情報の集約と発信がこの会の狙いです。お金の流れについては、地区部会を通してからで、それについての変更はありません。社会福祉協議会区事務所に地区部会とのコーディネーター役を果たしてもらいたいです。稲毛区の委員 35 名は多いとのことですが、委員選定の際計画の継続性の観点から、旧フォーラム委員に希望をとり、全員の希望を尊重した結果です。また、カテゴリーの観点、新たな意見の集約のため、新規公募を含め、現在の委員数になりました。
- (委員) 【別紙】のパイロット事業の概要ですが、これからも広報用に使われると思います。これを見る限り補助対象団体が地区部会となっていますが、地区部会しか関係ないと受け取られかねないので、注釈にでもそれだけではないと付け加えていただきたいです。協働という話があったが、地区部会と繋がりのある団体は良いですが、全然繋がりのない団体、良質の団体、そうでない団体と幅が広いので、これをどうするかは非常に難しいと思います。そこは、地区部会の方、事務局がどのような判断をするか非常に興味深いです。
- (委員) 59 地区部会あるとのことですが、1 地区部会あたり 1 つの事業をやるということが良いのでしょうか。計画を実行して欲しいです。区地域福祉計画には多くの事業が載っていますが、計画の全体を進めるのか、それとも 1 つの事業を特出するのでしょうか。
- (事務局) 計画作りの当初は、お金ではなく、マンパワー、社会資源を活用することを地区フォーラム委員の皆さんは考えていたはずですが、10 万円の補助金という話が出てきたら、皆が騒ぎ出してしまいました。10 万円は事業のきっかけになるための、例えば通信運搬費、資料作成費と考えていただければと思います。単年度のみ補助金なので、来年度は助成の予定はありません。
- (委員) 地区部会から、いろいろな事業をしたいと言ってきたらどうするのでしょうか。地区フォーラムから出た意見で、ここから選んでくれというのは、押し付けに聞こえてしまいます。もっと項目を絞り、その中から選んでいただいたほうが良いのではないのでしょうか。
- (委員) 皆さん勘違いしているのではないのでしょうか。10 万円の事が大変大きいこととして議論されていますが、この推進協議会は、この厚みのある稲毛区地域福祉計画をどう進めていくのかが重要ではないのでしょうか。この計画を推進するには、多少のお金はかかってしまいます。そのための一部の資金であると解釈をすれば、地区部会が何をやるべきかがおのずと出てきます。この大きな問題に取り組むための推進協議会だと理解するべきではないのでしょうか。
- (委員長) それでは、先程もお話したとおり、時間も押しているので、パイロット事業については、地区部会を中心に行なうという方向で、そして皆さんから意

見があれば出していただくということで、本日はこのような事業があるのご理解をいただいたということでいかがでしょうか。

(5) 今後のスケジュールについて

事務局から今後のスケジュールについて説明した。説明後以下のような質疑応答等があった。

(委員) 日程の説明を聴くと、推進協議会の役割が何かということですが、推進協議会設置要綱第2条第5項があまりにも特化しています。第1項～第4項があまり議事に入っていません。推進協議会は、実際のところパイロット事業の見守り役となってしまうのでしょうか。

(事務局) パイロット事業は、単年度事業ということで、意見具申が必要なので、第1に挙げさせていただきました。あくまで予定なので、委員長と協議し、より内容の深いものを提示できればと思っています。

(委員) せっかく推進協で集まっているので、どうなるか分からない意見だけを言って1年が過ぎるのはもったいないです。事務局及び委員長と相談をし、第2条第1項～第4項に相当するようにしていただきたいです。特に広報関係は、この計画を知らない方が多いので、力を入れていただきたいです。

(委員) 今日が第1回目のパイロット事業の締め切りであったようですが、全市におけるパイロット事業の応募状況、稲毛区における応募状況を教えて下さい。また、第2回パイロット事業の申請締め切りも教えて下さい。

(事務局) 全市におけるパイロット事業の申請状況は、12件です。稲毛区では、現在0件です。第2回推進協議会の開催日程は、8月末～9月上旬となっておりますが、第2回には、今回申請していただいている事業についての意見具申をいただきたいと考えています。第3回推進協議会の開催日程は、11月下旬～12月上旬を予定しています。よって、次のパイロット事業の申請締め切りは10月下旬～11月上旬になると考えています。第1回目のパイロット事業の申請締め切りは、稲毛区では7月31日までということでしたが、8月10日までに延長させていただきます。

(6) その他

今後の開催日について協議した。発言内容は以下のとおり。

(委員) 昼間の開催の方が良いのではないのでしょうか。

(委員長) それでは、事務局と相談して決めます。

(委員) 私の所属する地区部会は、殆ど土・日に活動しています。今までの2年間は、この計画を作るために集まっていますが、これからはこの計画を実行部隊が実行していかなければなりません。事務局と委員長とで十分協議の上決定して下さい。土曜日の午前中が良いと思います。また、公募の方、地区部会に入っていない方、この計画を実行していくためには是非どこかの地区部会に入って、一緒に活動しようではありませんか。

(委員長) 参考意見として、今後調整させていただきます。

以上